

第2回庄内町社会教育委員会 会議録

- 1 開催日時 令和2年2月21日(金)午後1時30分～午後3時20分
- 2 開催場所 立川総合支所(大会議室)
- 3 出席委員 川村昭三、佐藤富美、佐々木正明、佐藤啓子、柿崎寿一、足達祐司、志田征子、岩浪勝雄、志田啓子、矢嶋玲子、富樫豊一、齋藤禎行
- 4 欠席委員 上野幸生、鈴木勝美、中里浩也
- 5 事務局 教育長、社会教育課長、社会教育課長補佐兼社会教育係長、文化スポーツ推進係長、主査兼図書館係長

.....
進行：社会教育課長

1 開 会 社会教育課長(午後1時30分)

2 教育長あいさつ

3 議長あいさつ

4 議事録署名委員の指名
佐藤富美委員、柿崎寿一委員

5 協 議

(1) 令和2年度庄内町教育委員会 重点と視座(案)について

「資料：令和2年度 庄内町教育員会の重点と視座(案)」

【事務局】 資料に基づき説明。

【議 長】 重点と視座(案)の説明について質問はないか。

【委 員】 資料の令和2年度の方、変わった部分が青地に赤字で見えにくい。

【事務局】 令和2年度のところ、変更があった部分については青の背景に赤字のため見えにくいところがあった。大変申し訳ない。今後このようなことがないよう気をつけていきたい。

【議 長】 ほかに質問等はないか。ないようであれば、令和2年度庄内町教育員会の重点と視座(案)についての協議を終了する。続いて、令和2年度社会教育課予算(案)について事務局から説明をお願いします。

(2) 令和2年度社会教育課予算(案)について

【事務局】 資料に基づき説明。

「資料：令和2年度教育費予算の見積(歳入)、令和2年度社会教育課予算の見積(歳出)」

訂正：10款5項1目「地域おこし協力隊事業費[音楽推進協力員]」

平成31年度：空欄→3,676 比較：3737→61

【議 長】 令和2年度社会教育課予算(案)について、質問はないか。

【委 員】 31年度分、余目第一公民館の歳出が突出しているが、何か理由があるのか。

【事務局】 平成31年度に第一公民館で視聴覚室のプロジェクター等を新しく設置した工事があった。令和2年度はそのような工事がないため大きく減額になっている。

【委員】 歳出の6項1目の「地域おこし協力隊事業費〔音楽推進協力員〕」の比較の数字が間違っているのではないか。

【事務局】 先ほど訂正したとおりに比較の部分の数字は「61」となる。

【委員】 町の情勢からいって予算の減額というのはやむを得ないところかと思うが、軒並み減額で来年度事業を行わなければならないというのは苦しいところだと思う。例えば公民館であれば、館単独ではなく横の連携をとりながら少ない経費のなかで、事業的には現状を維持した活動をするようなそういった取り組みを併せて考え進めていただけると良いかと思うので、よろしく願いしたい。

【事務局】 貴重な意見として承りたいと思う。補足すると公民館事業は歳出の5項2目公民館費の中の各公民館運営費で事業費を見ているわけではなく、その下に地域づくり推進事業費とあるかと思うが、この部分を「元気の出る地域づくりを応援します交付金」として各公民館に交付金として交付し、公民館の様々な事業を行っている。この部分は大きく減額にはなっていないのでご安心いただきたい。

【議長】 ほかに質問はあるか。ないようであれば、これで協議を終了する。

6 報 告

(1) 社会教育及び社会体育施設の使用料の見直しについて

【事務局】 資料に基づき説明。

「資料：社会教育委員会議～使用料・手数料の見直しに関する基本方針～」

【議長】 社会教育及び社会体育施設の使用料の見直しについて、質問はないか。

【委員】 使用料の基準は申請した時間を基準にするのか、それとも会議なりが始まった時間なのか。

【事務局】 その点については申請書に記載された時間となる。例えば、13時から17時までの申請をし、机等の準備をして14時から会議が始まったとしても13時からその場所をおさえていることになるので、申請した時間で料金を計算する。

【委員】 万が一飲酒を含んだ場合はどうなるのか。

【事務局】 今回の資料に載せていなかったが、公民館に限らず、飲酒をした場合は飲酒を開始した時間から通常100%免除の団体は80%減免、80%減免の団体は50%、50%の団体は減免なしとなる。通常の場合の減免率は生涯学習等本来の利用目的で利用する場合のものと考えるため、これは町の基本方針で示されたものである。

【委員】 飲酒を開始した時間からということだが、それは申請の段階で記載するのか。

【事務局】 その通りであるが、どの施設でも飲酒を始めたかを覗き見ることはできないので、申請書に飲酒開始時間を書く欄を設け、その時間で判断することとしている。ただ、明らかに騒がしくなるなど様子が変わり、飲酒が始まっていると判断できる場合は、申請の内容を変更いただくこととなると思う。

【委員】 減免についてだが、これまで100%免除の団体も80%減免になるということだが、それは確定なのか。これから変わる可能性はないのか。

【事務局】 確定である。

【委員】 以前公民館に勤めていたが、部屋の使用料を管理している時に、13時から15時まで利用のグループが30分くらい前に来て掃除や机を並べるなど準備をして、15時で利用を終了した後にもまた掃除をしている状況があった。次の団体が15時から入っていれば、15時までに掃除も含めるように説明しないとイケないと思うが、厳密に言うとなるととても難しく、各公民館における扱いによってもかなり差がで

てくると思うので、大枠を決めて、各館でばらつきがでないような説明が必要なのではないかと思う。

【事務局】 公民館同士でばらつきが出ないように当然考えていかなければならないと思っており、先日も係長会議を開催し様々な疑問点を出してもらった。今後課題を整理していく予定である。統一した形で進められるようにしていく。

【事務局】 この使用料の見直しに関しては、いろいろな疑問点が今後出てくるかと思う。後日でも結構なので遠慮なく社会教育課までお問合せいただきたいと思う。

【委員】 確認だが、これまで利用いただいていた活動団体には、こうなりますよという一報は町の方からもらえるのか。もしくは個人的な判断になるのか。

【事務局】 公民館に限らず、町の公共施設を利用する団体は、何百何千とあるため、団体一つひとつに個別に通知を出すことは考えていない。今後、減免を定める規則の改正等の作業が終わり、規則が固まったのち、理解しやすいようなチラシを作成し、公民館等に置くようにしたい。今後3月中に利用する団体があれば持ち帰り4月からの使用料についてわかるように配置させていただきたいと思う。

【事務局】 なお、前田野目の農村公園グラウンドゴルフ場と笠山のグラウンドゴルフ場はこれまで無料だったところ、有料にするということになったため、主たる利用団体である余目グラウンドゴルフ協会と立川のグラウンドゴルフ協会の方からおいでいただき、説明をさせていただいた。また響ホールと体育施設の定期利用団体についても説明はしている。

【委員】 町の方からは今まで続けてこられた団体で、使用料が多くなったために今後続けられるかどうか、と悩んでしまうような団体も出てくると思うが、いままで活動していた団体が続けていけるような配慮をお願いしたい。

【事務局】 まずはそのような意見があったということは承り、また基本方針を作成している担当部署のほうにもつないでいきたいと思う。

【委員】 冷暖房を使った場合について資料には言及がなかったと思うが、事務局の説明と同様の考え方でよいのか。

【事務局】 説明から漏れていたかもしれないが、冷暖房に関して減免は基本的にない。基本使用料は今年度までの減免率から段階的に見直しがなされている。今まで冷暖房料も減免だった団体があると思うが、来年度からは町が行う事業で公共施設を利用する場合以外は全ての団体に冷暖房料を納めていただくようになっている。ただ冷暖房料については、今回のフルコスト計算により、すべてではないが、公民館ではこれまでよりかなり安くなる部屋がある。ご了解いただきたいと思う。

【委員】 以前、第二公民館で茶道教室があり、10時から13時まで3時間予約していた。そして4つくらい分かれて掃除と片付けをする当番を決めていた。10時からだけれども、荷物を置いた後では移動させるのが大変なので、10分くらい早く行って掃除をしていた時に、事務員の方から「時間外がつきます」と言われたことがある。会計に「時間外つくといわれたので10分間の分払ってください。」といったら、参加者が「今日は15分早く終わろう」といった。荷物があると移動させるのが難しいので10分くらい早くいくのだが、それでも時間外がつきますといわれる。

【委員】 時間外というのは特にないのか。

【事務局】 これまで様々な運用の仕方があったのかもしれない。原則論だけで申し訳ないが、原則は改正前の規則でも10分であろうが15分であろうが、その時間は1時間に切り上げて使用料を計算するというようになっており、それは今後もかわら

ない。予約した時間の前後に掃除というのは大変ありがたいが、基本は掃除を始める段階から掃除を終える時間までが利用時間ということになるかと思うので、まずはよろしくお願ひしたい。

【委員】 何も意見にはならないと思うが、定期的に利用する団体の人がこういった制度や使用料の変更について広報を見ると、誰が払っているかという会計が払っているわけだが、本当に上がるのだなと感じる人しかとりあえずはないと思う。ただ、使用料を上げることで、一般の何気なく利用していた人たちが敬遠するようになり、利用率が下がるのも、これまた問題である。どういう感じになるかはやってみないとわからないことだと思うが、「この会場は空きっぱなしだ」となると、どうするのかなと思う。

【事務局】 その意見はごもっともだと思っている。我々もその点は不安視しているところである。利用率が逆にすごく低下してしまうのではないかと考えているところはあるが、なにぶん町の基本方針ですべての公共施設一斉スタートなもので、ご了解いただければと思う。

【委員】 公民館の値上げとは全然関係ないが、先ほど教育長からのあいさつの中で、子どもたちのコミュニティスクールという話があった。そこで地域と学校との連携ということがあったが、準備段階だとは思いますが具体的にもう少しお話を伺いたい。コミュニティスクールというのは学童保育のようなものなのか。

【教育長】 今は社会教育施設の使用料についての検討の時間であるので、コミュニティスクールについてはまた後でお話させていただきたいと思う。

【委員】 2ページと3ページの公共施設の現状の資料で、第一小学校と第四小学校は出てこないが、すでに更新が済み大丈夫という捉え方でよいのか。そうでなければ、今後の見通しとしてはどのあたりになるのか。

【事務局】 この資料は基本方針を策定した総務課で作成した資料を提供いただいているのだが、資料2ページにもある通り450を超える公共施設があるということで、資料に記載されているのは一例として載っており、ご指摘いただいた小学校は二小、三小と同じような時期、もしくはもう少し早い時期、2025年前後に入ってくるものと思う。資料の公共施設はあくまで一例である。

【議長】 ほかに質問等はないか。ないようであれば、社会教育及び社会体育施設の使用料の見直しについての報告を終了する。

続いて、会計年度任用職員制度等について事務局から説明をお願いする。

(2) 会計年度任用職員制度等について

【事務局】 資料に基づき説明。

「資料:会計年度任用職員制度等について(地方公務員法の改正による職員等の身分の変更)」

【議長】 会計年度任用職員制度等について、質問はないか。

【議長】 質問等がないようであれば、その他の庄内町教育振興基本計画の見直しについて、事務局より説明をお願いする。

(3) その他

・庄内町教育振興基本計画の見直しについて

【事務局】 資料に基づき説明。

「資料:庄内町教育振興基本計画見直し体制及びスケジュール(社会教育関係)」

【議長】 庄内町教育振興基本計画見直し体制及びスケジュールについて質問はないか。

【議長】 質問等がないようであれば、公民館のコミュニティセンター化の検討について、事務局より説明をお願いします。

・公民館のコミュニティセンター化の検討

【事務局】 資料に基づき説明。

「資料：公民館のコミュニティセンター化の検討について」

【議長】 公民館のコミュニティセンター化の検討について、質問はないか。

【委員】 立川町の、今の狩川公民館は、立川町コミュニティセンターと呼ばれており、長い間「コミセン」と慣れ親しんできた。それが町民の感覚としてはいつの間にかコミセンではなくなり狩川公民館と呼ばれるようになり、やっとなじんできたと思ったら、またコミセンというのは、高齢者は絶対混乱すると思う。役所の決まりや法律はよくわからないが、高齢者にわかるようにきちんと説明してほしい。

【事務局】 まず令和2年度は検討会を立ち上げて町で検討していくという段階であり、コミュニティセンターになるという前段では、当然町民の皆様には周知をしていかなければならないと思う。その意見は尊重して承りたい。

【委員】 令和2年度から検討を始めるということだったが、目安としてはその結論はいつまでに出し、いつから継続又は移行するのか、見通しはいつになるか。

【事務局】 予算等を組み立てているのは企画情報課になる。そこから聞いたところによると、令和2年、3年の2年間で検討をし、令和4年度からはコミュニティセンターへ移行できればという目安は持っているようだ。

【委員】 ということはやはり、移行したいという思いが強いということによいのか。

【事務局】 私の意見で良いのかわかりませんが、検討会を立ち上げるということはコミュニティセンター移行への思いが強いということだと思います。

【委員】 町としては検討会を立ち上げ、コミュニティセンターに移行していきたいということによろしいか。

【事務局】 まず来年度予算は議会の議決をもって、予算は決定となるため確実なことは言えないが、議決を経た後には検討を進めていきたい。

【議長】 ほかに質問等はないか。ないようであれば、これで報告は終了する。

7 その他

【教育長】 先ほど志田委員よりご質問のあった「コミュニティスクール」について少し説明させていただきたい。この場は社会教育委員会議であり、コミュニティスクールは学校教育とも関わりがある。そのこともご了承の上、お聞きいただきたい。

「コミュニティスクール」というのは学校と地域が協働して子どもたちを育てていこうという考え方である。学校で管理職のトップである校長が学校運営について様々な計画をたて、方針をもつ。それを地域の方々に理解していただき、承認していただいて学校運営をスムーズに行いたいということが一つと、地域の方からは学校はこうあってほしいというご意見をいただきながら、地域の学校としてスムーズに運営していくにはどうしたら良いかということで、地域の人達の集まり「学校運営協議会」をつくり、学校と一緒に地域の中にある学校づくりを進めていくという制度である。これは令和4年度には義務付けられる方向にあり、本町では令和2年度に研究を進め、令和3年度から5つの小学校区に学

校運営協議会を立ち上げて、進めていきたいと思っている。

例えば何をするのかというと、子どもたちが登校時に危ないと、今先生方が気をつけて見守り等をしているが、それを地域の方たちにもう少し協力していただいて、登校時の見守りを広げていく、あるいはボランティアの方を募り、もう少し子どもたちの安全の見守りをしていく、あるいは地域で行う行事で、学校と協力して新たなことをする、または今までやっていたことをより丁寧に実施するというようなことを進めていこうというものである。

ただ、本町では放課後子ども教室のスタッフや、図書室のボランティアとして各学校での読み聞かせに入っている。実際はすでにコミュニティスクールのような事業を進めているが、それをしっかりとした国の制度として枠組みを作ってやっていきたいということで、令和2年度に検討、令和3年度から実施というスケジュールで進めていきたい。この場には齋藤校長が来ておられるが、学校側の協力も必要であるし、主に各地域の地域づくりの皆さんと進めていかなければならないため、丁寧に進めていかなければならない。

なお、詳細についてはその都度また、情報が出ていくと思う。もし何かあればご意見いただければと思う。

【議長】 皆さんから他に何かあるか。

【教育長】 一番私が懸念しているのは社会教育施設と体育施設の使用料の見直しである。わずかな時間でもこれだけたくさんの意見や質問が出るということはなかなかないことだと思う。4月から始まるが、もしかしたら各施設で混乱が起きるのではないかと私たちも憂慮している。そうならないように今あちらこちらで説明しているが、例えばお金をいただく人が夜間であれば管理人さんであったり、日中であれば公民館主事の人であったり、あるいは響ホールや八幡スポーツ公園などいろいろな施設があるため、その都度窓口立つ人が制度を理解していかないと混乱が起きるのではないかと今から非常に心配している。ただ間違っってはならないため、我々の方でも施設を預かる担当者に研修や指示をして間違いのないようにしていく。それでも人間のやることであるので、先ほど話にあったような世知辛いことも出てくるのではないかと思う。やはり社会教育であるので、お互いに幅を持ちながら、ゆったりした気持ちでやっていかない限りは難しいことだと思う。

なお、このことに関してはこれで終わりではないので、ご意見ご質問あれば、いつでもまたいただければ、こちらの勉強にもなるので、ひとつよろしく願いしたいと思う。